

奈良市公報

号外第 3号

平成 17年 3月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規 則

奈良市合併問題検討会議設置規則を廃止する規則	1
奈良市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則	1
奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	4

選挙管理委員会

奈良市議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定	4
奈良市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定	7

規 則

奈良市合併問題検討会議設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 17年 2月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 2号

奈良市合併問題検討会議設置規則を廃止する規則

奈良市合併問題検討会議設置規則（平成 15年奈良市規則第 39号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 2月 1日揭示済）

奈良市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成 17年 2月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 3号

奈良市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成 15年政令第 372号）第 2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成 15年法律第 120号）第 19条第 1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
水道事業管理者	水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 2月 1日揭示済）

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 2月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 4号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和 46年奈良市規則第 15号）の一部を次のように改正する。

別記第 40号様式の（表）及び（裏）を次のように改める。

(裏)

4 事業所得の明細(営業等・農業)

月別	売上高	仕入高	経費	金額
1	円	円	水道・光熱費	円
2			広告・宣伝費	
3			旅費・通信費	
4			荷造運賃	
5			修繕費	
6			消耗品費	
7			火災保険料	
8			減価償却費	
9			雇人費	
10			地代・家賃	
11			借入金利子	
12			公租公課	
各月合計	A			
期首商品(製品)たな卸高	B			
期末商品(製品)たな卸高	C			
仕入高合計(A+B-C)			経費合計	

5 日給等の内訳(源泉徴収票等証明のない方は記入してください。)

月	日給	勤務日数	月収等	勤務先
1	円	日	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等		回		
合計				

6 不動産所得の明細(家賃・部屋代・地代等)

不動産の所在地	種別	収入の内訳		必要経費
		数量	賃料等の収入、権利金等の収入	
	アパート・住宅 店舗・土地	円	円	修繕費
	アパート・住宅 店舗・土地			火災保険料
	アパート・住宅 店舗・土地			減価償却費
	アパート・住宅 店舗・土地			公租公課
合計				合計

7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を要しようとする場合は、下の右欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円
---------	---	--------------	---

8 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	課税の種類	損失額、被災損失額(円)
損益通算の特例適用前の不動産		円	事業用資産の譲渡損失など	円
		円	前年中の開(廃)業	開始・廃止
他			都道府県の事務所等	(有・無)

9 市外に居住されている方の記載欄(市外住所・職業などは表面に記入してください。)

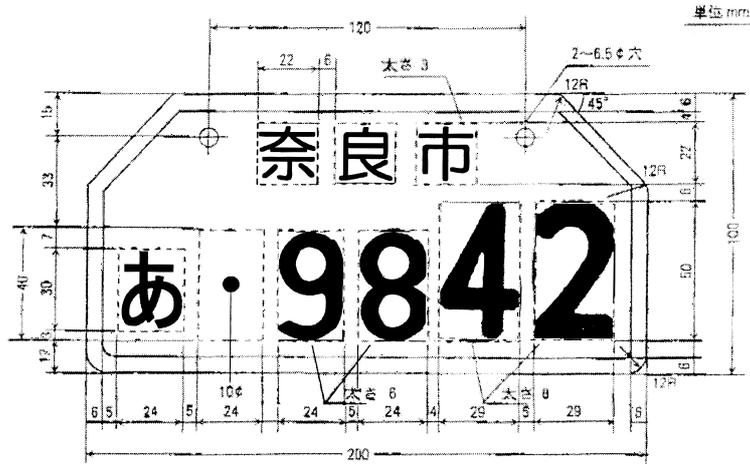
- 奈良市内に事務所、事業所又は家屋敷がありませんか。(有・無)
- 事務所、事業所又は家屋敷の状況
所在地 奈良市
利用の形態 事務所 店舗 居住用(自宅、借家、社宅)
居住地での申告状況 1(脱税署へ申告 2(市町村へ申告 3 会社等で年末調整済)
- 所得がなかった方の記載欄(この欄は、非課税証明、国民健康保険、国民年金の資格審査などの基礎資料となります。)

- 下記の人に扶養されていた。
(住所) (氏名) (続柄)
- 昨年中は学生であった。(年 1月1日現在で記入してください。)
(学校名) (学年) 年在学
- 下記のいずれかの給付を受けていた。(該当する記号を で囲んでください。ウ・カに該当する方はその受給期間も記入してください。)
ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 雇用(失業)保険 エ 児童扶養手当
オ 生活保護 カ 労災保険 受給期間 年 月 ~ 年 月
- 上記に該当しない人は、昨年中の生活費をどうされていましたか。具体的に記入してください。

別記第 93 号様式を次のように改める。

第 93 号様式

(原動機付自転車の標識)



- 1 質.....金属製
- 2 地色.....あ、い、う、え、か、き、く、け、こ、さ、す、せ、そ、た、ち、つ、て、と、は、ひ、ふ、ほ、ま、み、む、め、も、ら、り、る、れ及びろは白色
な、に、ぬ、ね及びのは薄黄色
や、ゆ及びよは薄桃色
わは薄青色
- 3 番号文字.....凸字濃紺色
- 4 市標字.....凸字濃紺色
- 5 上位のけたの数字が有効数字でない場合は、直径 10ミリメートルの点で表示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 17 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の日において、現に交付され、又は作成されているこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第 93 号様式による原動機付自転車の標識は、当分の間、使用することができる。

(平成 17 年 2 月 8 日揭示済)

奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 2 月 8 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 5 号

奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成 14 年奈良市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「を委託する」を「を委託をしようとするとき又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせよう

とする」に、「第 11 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項又は第 2 項」に、「委託の内容」を「委託又は管理に係る協定の内容」に、「契約書等」を「契約書、管理に係る協定書等」に改め、同条第 3 号中「再委託」を「委託については再委託、協定については委託」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 2 月 8 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 4 号

平成 15 年 4 月 27 日執行の奈良市議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定しました。

平成 17 年 2 月 4 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

決 定 書

奈良市西千代ヶ丘三丁目 9 番 6 号

異議申出人 辻 山 清

上記異議申出人から平成 15 年 5 月 12 日付けをもって提起された同年 4 月 27 日執行の奈良市議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

理 由

第 1 異議の申出の趣旨及び理由の要旨

異議申出人辻山清（以下「申出人」という。）は、平成 15 年 4 月 27 日執行の奈良市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）を無効とする旨の決定を求めるといふものである。

その理由として申出人の主張するところの要旨は、次のとおりである。

1 本件選挙の奈良市第 81 投票区投票所における不在者投票は、投票時間中に、投票管理者及び投票立会人によらず、事務従事者が長時間にわたり不在者投票外封筒を開封し、続いて内封筒を開封、混同する事なく投票用紙を取り出し、バラバラに投票箱に投函した。仮に投票管理者により処理されたとしても、投票時間中であるため投票所の監視義務を怠ったことになる。いずれの方法にしても、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号。以下「令」という。）第 60 条第 2 項、令第 62 条、令第 63 条第 2 項及び第 3 項違反である。

令第 62 条には「委員会から投票所に送致された不在者投票は、投票所閉鎖まで投票管理者が一時保管すべく」、また令第 63 条第 2 項及び第 3 項には「投票管理者は、令第 62 条により保管した不在者投票は、投票所閉鎖後、選挙人の投票終了を待ってから投票箱を閉じる直前に、先ず受理、不受理を決定し、受理と決定した不在者投票を開封し投票箱に投函する」との明文規定がある。「投票箱を閉じる前」とは「投票所閉鎖後、投票所にいる選挙人の投票終了後」であり、不在者投票の受理、不受理の決定の処理から始めるとの法意であることから、投票時間中の不在者投票開封、受理、不受理の決定は違反である。

本件選挙は最下位当選人と次点者の差が僅か 2 票であり、全投票所の不在者投票にかかる管理執行規定違反は選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

2 奈良市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、投票権の行使には投票所へ入場券を持参すべく市の広報紙「しみんだより」に啓発し選挙人に徹底させているが、選挙人名簿の杜撰な調製のため、委員会が発送した本件選挙の投票所入場券のうち、996 人分があて先不明で届かなかった。公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条により委員会は独自に居住等に関する実態調査義務が課せられており、住民票の訂正等は委員会で職権処理できるにもかかわらず、委員会が実態調査を怠った選挙人名簿により入場券を発行したことは、投票権の行使ができなかった選挙人が皆無とは断定できず、最下位当選人との僅少差 2 票からすれば、当然選挙の結果に異動を及ぼすものである。

実態調査制度を没却した委員会の怠慢により多数の選挙人の投票権が剥奪されたことは、法第 21 条、法第 27 条、法第 28 条並びに法第 6 条に違反し、選挙の

自由、公正が阻害された。

3 選挙公報の二世帯住宅配布もれ、集合住宅、社宅、社員寮等においては管理人等の窓口において選挙人に勝手に取らせる配布手段は、各世帯に配布すべき規定に違背し、選挙人の候補者選択権、選挙の自由、公正が阻害され本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

4 投票の効力決定について

(1) 本件選挙の投票の効力決定は、いわゆる一括点検方式で行われ、形式的に選挙立会人の前を票をゴムバンドで固定したまま流し、選挙立会人の意見を述べる機会を剥奪し、法第 67 条に違反している。また、疑問票の効力決定にあたり、有効無効を逆に判定したり、有効票への無効票混入、無効票への有効票混入がなされたりした。これらの判定基準は開票事務従事者によるもので、選挙立会人は形式的に捺印させられ、意見を述べる機会を奪われた。さらに無効票が 2,420 票あり、投票総数の不一致を白票で操作した疑いもある。最下位当選人と次点者との得票差がわずか 2 票であることから、投票の再点検を行った場合は、当然選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

(2) 次点者「西本」と最下位当選人「吉田」にかかる投票について、

- ・ひらがな票「にしもと」の「に」と解読できる疑問票 4 票を一字違いの他の候補者の有効票とし、「に」と判定できる「にしもと」にかかる疑問票 3 票を無効票とした。
- ・ひらがな票「よしだ」と判読できない無効票を「よしだ」の有効票とした。

これらの誤った効力判定による「にしもと」「よしだ」「他の候補者」の全有効投票と全無効投票を再点検すれば次点者と最下位当選人が入れ替わり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

（なお、口頭意見陳述において、次点者「西本」「にしもと」の票と解読可能なものが「橋本」「はしもと」票に数票混入されており、また「共産党の西本」、「にしも」、「にしのと」、「にもと」が無効票とされる等、「西本」と解読可能な数票が無効票とされている、との陳述があった。）

5 本件選挙にかかるすべての告示文を掲示せず、選挙人への周知を怠ったことは管理執行規定違反である。

第 2 委員会の判断

委員会は、本件異議の申出を受理し、申出人に対して口頭で意見を陳述する機会を与え、申出理由の対象となっている投票管理者に対して職権で事実確認を行うなど、申出人の主張を慎重かつ厳正に審理した。その結果は、次のとおりである。

法第 205 条第 1 項の規定によれば、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある

る場合に限られている。この「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理の任にある機関が、選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反するか、または、選挙が法の基本理念である自由・公正の原則を著しく阻害される手続きで行われた場合を指すものである。また「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙の結果である候補者の当落に異なった結果を生ずる可能性がある場合を指すものである。

このような観点から、申出人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かにつき、順次検討を加える。

1 第 1 の 1 の主張について

本件選挙における奈良市第 8 投票区投票所の投票管理者に事実確認をしたところ、同投票所において不在者投票が開封された時刻は午後 6 時頃であったと認められる。しかし、当該時刻は投票所内に現存する選挙人が少ない時間帯であり、投票所全体が見渡せる場所において投票立会人の意見を聴いて受理不受理の決定を行い、すべての不在者投票について当該決定を終えた後、受理と決定された投票用封筒を一齐に開封した後、内封筒を混同した上で投票を投票箱に投函したことが認められる。よって、不在者投票処理は適正に管理されていたことが認められることから、当該処理が投票時間内に行われたことのみをもって、かかる手続きが直ちに法令の規定に違反しているとは言えない。

不在者投票の受理不受理等の決定については令第 63 条第 1 項に「投票箱を閉じる前」と規定されているが、申出人が主張する「投票終了後」等の具体的な詳細な規定はない。本件不在者投票処理は整然と行われたことが認められ、また不在者投票をした者の投票日当日における選挙権の有無については、当委員会と各投票所の投票管理者との間に連絡体制を整え、直ちに適切な措置をとり得る状況であり、さらに不在者投票をした者で投票日当日に選挙権を失った者もなく、本件選挙にかかる不在者投票の効力に影響を及ぼすものではない。

2 第 1 の 2 の主張について

委員会が発送した本件選挙の投票所入場券が、996 人分返送されたことは事実である。が、投票所入場券については、選挙人に届かない場合があることから、市広報紙等において「投票所で再発行する」旨の記事を掲載、投票所入場券がなくても投票できる旨の周知をしており、投票所入場券が返送されたことをもって直ちに選挙人の投票権が剥奪されたとは言えない。申出人が主張する法第 6 条に違背したのではなく、選挙の結果に異動を及ぼすものでもない。

また、選挙人名簿については法令に則り適正に処理しており、法第 21 条、法第 27 条及び法第 28 条に違背していない。

3 第 1 の 3 の主張について

選挙公報については、奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 5 条第 1 項の規定により各世帯に配布しており、申出人が主張するような事実はない。

4 第 1 の 4 の主張について

本件選挙における開票事務については、次の手順により進められた。

開披分類係は、

ア 投票用紙に記載された候補者名の先頭文字により、「あ行」「か・さ行」「た・な行」「は・ま行」「や・ら・わ行」の各区分

イ 疑問票（ア、ウ、エ以外のもの）

ウ 白紙投票

エ 点字投票

に分類し、ア、イについては順次連絡係が各区分の候補者分類係または調査係へ、ウ、エについては、庶務係がそれぞれ無効分類係、点字投票解説係へ回付する。

候補者分類係は、アの投票を、候補者の氏名（同姓の候補者がいない場合は氏のみ、同名の候補者がいない場合は名のみの場合を含む。）が正確に書かれているもの（以下「完全有効投票」という。）についてのみ、候補者ごとにカゴに分類し、そのままの状態、第 1 点検係へ回付。完全有効投票以外のはすべて疑問票として調査係に回付し、按分票については按分係に回付する。

第 1 点検係は、回付された投票を点検し、候補者ごとの束の状態、第 1 計算係へ回付する。点検の際、完全有効投票以外のものがあれば、疑問票として調査係に回付する。

第 1 計算係は、回付された投票を、候補者ごとに投票用紙計数機を用いて 100 票（100 票未満の束についてはその票数。以下同じ。）ずつの束にし、この束に輪ゴムを掛け、第 2 点検係に回付する。

第 2 点検係は、回付された投票の束から輪ゴムをはずし、投票を再度点検する。万が一、完全有効投票以外のものがあれば、疑問票として調査係に回付し、同数の当該候補者の完全有効投票を補充し、100 票の束にする。点検を終えた束に、点検者のサインを記入した点検票（投票用紙の半分の幅）を候補者名が見えるように乗せ、再度輪ゴムを掛け、束にした上で、第 2 計算係へ回付する。

第 2 計算係は、回付された投票の束から輪ゴムをはずし、再度候補者ごとに投票用紙計数機を用いて 100 票の束であることを確認した後、その束に、票数及び計数者のサインを記入した得票票（投票用紙の半分の幅）を候補者名が見えるように乗せ、再度輪ゴムを、選挙立会人及び選挙長が点検しやすいよう、投票の束に対して横に掛け、有効投票係に回付する。

有効投票係は、回付された投票の束の上に、候補者名、票数及び有効投票係のサインを記載した有効

投票決定箋（投票用紙と同寸法）を添付する。次に当該投票の束に、選挙立会人の点検、有効投票決定箋への捺印を受けた後、選挙長の点検、有効投票決定箋への捺印を受ける。

集計係は、適時各候補者の得票の途中集計をし、当該集計について選挙長の決裁を受ける。

調査係は、前述のとおりにおいて明らかに疑問票と思われるもの及び の点検において疑問票とされたものについて、次のような手順により処理を行う。他事記載等無効事由が明白であると思われるものについては無効分類係に回付する。それ以外のもの（いわゆる疑問票）については 1票ごとに疑問投票処理箋を添付し、選挙立会人に回付をした上で、選挙長による有効または無効の決定を受ける。

無効分類係は、回付された白紙投票について投票用紙の表裏のいずれにも記載がないことを再度点検し、調査係から回付された無効票（選挙立会人及び選挙長に回付し無効と決定されたものを含む。）と共に無効事由ごとに束にした上で、この束の上に無効投票決定箋を添付し、点検を妨げない状態で選挙立会人に回付をした上で、選挙長による決定を受ける。

点字投票解読係は、回付された点字投票を 2度（2人）解読し、記載事項を付箋に表示した後、有効投票は有効投票係に、無効投票は無効分類係に、疑問票は調査係に回付する。（以降はそれぞれの係の流れによる。）

按分係は、回付された按分票について再度点検し、按分の区分ごとに束にした後、按分集計表と共に選挙立会人に回付をした上で、選挙長による決定を受ける。

以上のことから、

- (1) 開披分類係の段階以後、完全有効投票と疑問票、無効票はそれぞれ完全に独立した係、流れにおいて処理されており、それぞれの間に混入が生じる余地はなく、また、完全有効投票については実質 3回の点検を経た上で、疑問票については 1票ごとに、選挙立会人に回付をした上で選挙長の決定を受けたものである。このように投票の効力については、すべて選挙立会人の意見を聴き、選挙長において厳正な判断により決定したものである。当然、有効票への無効票混入、無効票への有効票混入といった事実もなく、主張は申出人の憶測に過ぎない。また、ゴムバンドで束ねられた投票は、選挙立会人が十分に点検できる程度の状態で回付され点検を受けたものであり、選挙立会人の意見を述べる機会を剥奪した事実はない。さらに、申出人の「投票総数の不一致を白票で操作した」とする主張には何ら根拠もなく、当然主張のような事実もない。
- (2) 次点者と最下位当選人の投票の効力についても、他の投票と同様、すべて選挙立会人の意見を聴いた

上で、法令、実例判例等に基づき、厳正な判断により決定されたものであり、申出人が主張する「一字違いの他の候補者の有効票とし」や「有効票となるべきものを無効票とした」「無効票となるべきものを有効票とした」といった事実はない。申出人の主張は、何ら根拠がなく、また証拠も示しておらず、単なる憶測に過ぎない。

5 第 1 の 5 の主張について

本件選挙にかかる告示については、関係法令の規定に基づき、すべて奈良市役所前掲示場に掲示を行っており、管理執行規定には何ら違反していない。申出人の主張は具体的な事実の立証がなく、また、申出人主張の事実もこれを認めるに足る証拠もないから、申出人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

以上のとおり、本件選挙を無効とする申出人の主張はいずれも理由がない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成 17年 2月 4日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

(平成 17年 2月 4日 掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 5号

平成 15年 4月 27日執行の奈良市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定しました。

平成 17年 2月 4日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

決定書

奈良市西千代ヶ丘三丁目 9番 6号

異議申出人 辻山清

上記異議申出人から平成 15年 5月 12日付けをもって提起された同年 4月 27日執行の奈良市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主文

本件異議の申出を棄却する。

理由

第 1 異議の申出の趣旨及び理由の要旨

異議申出人辻山清（以下「申出人」という。）は、平成 15年 4月 27日執行の奈良市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるといものである。

その理由として申出人の主張するところの要旨は、次のとおりである。

1 本件選挙の奈良市第 81投票区投票所における不在者投票は、投票時間中に、投票管理者及び投票立会人によらず、事務従事者が長時間にわたり不在者投票外封筒を開封し、続いて内封筒を開封、混同する事なく投票用紙を取り出し、バラバラに投票箱に投函した。

仮に投票管理者により処理されたとしても、投票時間中であるため投票所の監視義務を怠ったことになる。いずれの方法にしても、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号。以下「令」という。）第 60 条第 2 項、令第 62 条、令第 63 条第 2 項及び第 3 項違反である。

令第 62 条には「委員会から投票所に送致された不在者投票は、投票所閉鎖まで投票管理者が一時保管すべく」、また令第 63 条第 2 項及び第 3 項には「投票管理者は、令第 62 条により保管した不在者投票は、投票所閉鎖後、選挙人の投票終了を待ってから投票箱を閉じる直前に、先ず受理、不受理を決定し、受理と決定した不在者投票を開封し投票箱に投函する」との明文規定がある。「投票箱を閉じる前」とは「投票所閉鎖後、投票所にいる選挙人の投票終了後」であり、不在者投票の受理、不受理の決定の処理から始めるとの法意であることから、投票時間中の不在者投票開封、受理、不受理の決定は違反である。

本件選挙は最下位当選人と次点者の差が僅か 2 票であり、全投票所の不在者投票にかかる管理執行規定違反は選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

- 2 奈良市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、投票権の行使には投票所へ入場券を持参すべく市の広報紙「しみんだより」に啓発し選挙人に徹底させているが、選挙人名簿の杜撰な調製のため、委員会が発送した本件選挙の投票所入場券のうち、996 人分があて先不明で届かなかった。公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条により委員会は独自に居住等に関する実態調査義務が課せられており、住民票の訂正等は委員会で職権処理できるにもかかわらず、委員会が実態調査を怠った選挙人名簿により入場券を発行したことは、投票権の行使ができなかった選挙人が皆無とは断定できず、最下位当選人との僅少差 2 票からすれば、当然選挙の結果に異動を及ぼすものである。

実態調査制度を没却した委員会の怠慢により多数の選挙人の投票権が剥奪されたことは、法第 21 条、法第 27 条、法第 28 条並びに法第 6 条に違背し、選挙の自由、公正が阻害された。

- 3 選挙公報の二世帯住宅配布もれ、集合住宅、社宅、社員寮等においては管理人等の窓口に置いて選挙人に勝手に取らせる配布手段は、各世帯に配布すべき規定に違背し、選挙人の候補者選択権、選挙の自由、公正が阻害され本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

4 投票の効力決定について

- (1) 本件選挙の投票の効力決定は、いわゆる一括点検方式で行われ、形式的に選挙立会人の前を票をゴムバンドで固定したまま流し、選挙立会人の意見を述べる機会を剥奪し、法第 67 条に違反している。また、疑問票の効力決定にあたり、有効無効を逆に判定したり、有効票への無効票混入、無効票への有効

票混入がなされたりした。これらの判定基準は開票事務従事者によるもので、選挙立会人は形式的に捺印させられ、意見を述べる機会を奪われた。さらに無効票が 2,420 票あり、投票総数の不一致を白票で操作した疑いもある。最下位当選人と次点者との得票差がわずか 2 票であることから、投票の再点検を行った場合は、当然選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

- (2) 次点者「西本」と最下位当選人「吉田」にかかる投票について、

- ・ひらがな票「にしもと」の「に」と解読できる疑問票 4 票を一字違いの他の候補者の有効票とし、「に」と判定できる「にしもと」にかかる疑問票 3 票を無効票とした。
- ・ひらがな票「よしだ」と判読できない無効票を「よしだ」の有効票とした。

これらの誤った効力判定による「にしもと」「よしだ」「他の候補者」の全有効投票と全無効投票を再点検すれば次点者と最下位当選人が入れ替わり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

（なお、口頭意見陳述において、次点者「西本」「にしもと」の票と解読可能なものが「橋本」「よしもと」票に数票混入されており、また「共産党の西本」、「にしも」、「にしのと」、「にもと」が無効票とされる等、「西本」と解読可能な数票が無効票とされている、との陳述があった。）

第 2 委員会の判断

委員会は、本件異議の申出を受理し、申出人に対して口頭で意見を陳述する機会を与え、申出理由の対象となっている投票管理者に対して職権で事実確認を行うなど、申出人の主張を慎重かつ厳正に審理した。その結果は、次のとおりである。

当選の効力に関する争訟を理由あらしめる当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容（たとえば、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定）に違法があることである（大阪高裁・昭和 30 年 9 月 29 日判決）とされている。

このような観点から、申出人の主張について、本件選挙の当選が無効とされる場合に該当するか否かにつき、順次検討を加える。

1 第 1 の 1 から第 1 の 3 までの主張について

申出人の主張はいずれも当選人決定手続上の違法を問題とするものでなく、選挙の効力に関する異議申出の理由とはなり得ても当選の効力に関する異議申出の理由とはなり得ないものである。

2 第 1 の 4 の主張について

本件選挙における開票事務については、次の手順により進められた。

開披分類係は、

ア 投票用紙に記載された候補者名の先頭文字により、「あ行」か「さ行」「た・な行」「は・ま行」「や・ら・わ行」の各区分

イ 疑問票（ア、ウ、エ以外のもの）

ウ 白紙投票

エ 点字投票

に分類し、ア、イについては順次連絡係が各区分の候補者分類係または調査係へ、ウ、エについては、庶務係がそれぞれ無効分類係、点字投票解読係へ回付する。

候補者分類係は、アの投票を、候補者の氏名（同姓の候補者がいない場合は氏のみ、同名の候補者がいない場合は名のみを含む。）が正確に書かれているもの（以下「完全有効投票」という。）についてのみ、候補者ごとにカゴに分類し、そのままの状態、第 1 点検係へ回付。完全有効投票以外のものはすべて疑問票として調査係に回付し、按分票については按分係に回付する。

第 1 点検係は、回付された投票を点検し、候補者ごとの束の状態、第 1 計算係へ回付する。点検の際、完全有効投票以外のものがあれば、疑問票として調査係に回付する。

第 1 計算係は、回付された投票を、候補者ごとに投票用紙計数機を用いて 100票（100票未満の束についてはその票数。以下同じ。）ずつの束にし、この束に輪ゴムを掛け、第 2 点検係に回付する。

第 2 点検係は、回付された投票の束から輪ゴムをはずし、投票を再度点検する。万が一、完全有効投票以外のものがあれば、疑問票として調査係に回付し、同数の当該候補者の完全有効投票を補充し、100票の束にする。点検を終えた束に、点検者のサインを記入した点検票（投票用紙の半分の幅）を候補者名が見えるように乗せ、再度輪ゴムを掛け、束にした上で、第 2 計算係へ回付する。

第 2 計算係は、回付された投票の束から輪ゴムをはずし、再度候補者ごとに投票用紙計数機を用いて 100票の束であることを確認した後、その束に、票数及び計数者のサインを記入した得票票（投票用紙の半分の幅）を候補者名が見えるように乗せ、再度輪ゴムを、選挙立会人及び選挙長が点検しやすいよう、投票の束に対して横に掛け、有効投票係に回付する。

有効投票係は、回付された投票の束の上に、候補者名、票数及び有効投票係のサインを記載した有効投票決定箋（投票用紙と同寸法）を添付する。次に当該投票の束に、選挙立会人の点検、有効投票決定箋への捺印を受けた後、選挙長の点検、有効投票決定箋への捺印を受ける。

集計係は、適時各候補者の得票の途中集計をし、当該集計について選挙長の決裁を受ける。

調査係は、前述のとおりにおいて明らかに疑問

票と思われるもの及び の点検において疑問票とされたものについて、次のような手順により処理を行う。他事記載等無効事由が明白であると思われるものについては無効分類係に回付する。それ以外のもの（いわゆる疑問票）については 1 票ごとに疑問投票処理箋を添付し、選挙立会人に回付をした上で、選挙長による有効または無効の決定を受ける。

無効分類係は、回付された白紙投票について投票用紙の表裏のいずれにも記載がないことを再度点検し、調査係から回付された無効票（選挙立会人及び選挙長に回付し無効と決定されたものを含む。）と共に無効事由ごとに束にした上で、この束の上に無効投票決定箋を添付し、点検を妨げない状態で選挙立会人に回付をした上で、選挙長による決定を受ける。

点字投票解読係は、回付された点字投票を 2 度（2 人）解読し、記載事項を付箋に表示した後、有効投票は有効投票係に、無効投票は無効分類係に、疑問票は調査係に回付する。（以降はそれぞれの係の流れによる。）

按分係は、回付された按分票について再度点検し、按分の区分ごとに束にした後、按分集計表と共に選挙立会人に回付をした上で、選挙長による決定を受ける。

以上のことから、

(1) 開披分類係の段階以後、完全有効投票と疑問票、無効票はそれぞれ完全に独立した係、流れにおいて処理されており、それぞれの間に混入が生じる余地はなく、また、完全有効投票については実質 3 回の点検を経た上で、疑問票については 1 票ごとに、選挙立会人に回付をした上で選挙長の決定を受けたものである。このように投票の効力については、すべて選挙立会人の意見を聴き、選挙長において厳正な判断により決定したものである。当然、有効票への無効票混入、無効票への有効票混入といった事実もなく、主張は申出人の憶測に過ぎない。また、ゴムバンドで束ねられた投票は、選挙立会人が十分に点検できる程度で回付され点検を受けたものであり、選挙立会人の意見を述べる機会を剥奪した事実はない。さらに、申出人の「投票総数の不一致を白票で操作した」とする主張には何ら根拠もなく、当然主張のような事実もない。

(2) 次点者と最下位当選人の投票の効力についても、他の投票と同様、すべて選挙立会人の意見を聴いた上で、法令、実例判例等に基づき、厳正な判断により決定されたものであり、申出人が主張する「一字違いの他の候補者の有効票とし」や「有効票となるべきものを無効票とした」「無効票となるべきものを有効票とした」といった事実はない。申出人の主張は、何ら根拠がなく、また証拠も示しておらず、単なる憶測に過ぎない。

以上のとおり、本件選挙の当選を無効とする申出人の主張はいずれも理由がない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成17年2月4日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二
(平成17年2月4日揭示済)